

○有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）

改正案	現行
<p>(投資顧問業者の禁止行為)</p> <p>第二十六条 法第二十二條第一項第八号（法第九條第四項及び附則第三條第二項において適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 投資顧問業者が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。</p> <p>五 投資顧問業者が、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(認可投資顧問業者の禁止行為)</p> <p>第二十九條の二 法第三十條の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 認可投資顧問業者が、その取り扱う個人である顧客に関する</p>	<p>(投資顧問業者の禁止行為)</p> <p>第二十六条 法第二十二條第一項第八号（法第九條第四項及び附則第三條第二項において適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(認可投資顧問業者の禁止行為)</p> <p>第二十九條の二 法第三十條の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>(新設)</p>

2

(略)

情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること⁹

六 認可投資顧問業者が、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

2

(略)

(新設)